

仕様書

令和7年度不用パソコン売払い契約仕様書

1 売払物品等

(1) 売払物品及び数量

売払いの対象物品は、不用パソコン及びACアダプタとし、パソコンの機種及び売払台数は契約書別紙「売払物品一覧」のとおりとする。

(2) 売払物品の状況等

① パソコンの内蔵HDD・SSDについては取り外しの上、物理破壊済みであるが、物理破壊が確実にされているかどうか確認のうえ、記憶媒体確認リストを令和7年9月30日（火）午後5時までに提出すること。

万一、物理破壊ができていないHDD・SSDがあった場合又はCD・メモリカード等の外部記憶媒体があった場合は、速やかに高知県総合企画部デジタル政策課まで返却すること。

② 売払いするパソコンについては、引渡し時及び引渡し後において全ての機能、動作及び部品が正常かつ完全であることを保証するものではない。また、引渡し時にパソコンに動作不良及び破損、汚損等があった場合も、買受人は契約書の金額で当該パソコンを買い取らなければならない。

③ リカバリー媒体は付属しない。

2 売払物品の引渡し及び搬出について

(1) 引渡し場所

高知県総合企画部デジタル政策課パソコン研修室
(高知市丸ノ内2丁目1番19号職員能力開発センター2階)

(2) 引渡し日時及び搬出期限

搬出期限は、令和7年7月11日（金）までとし、引渡し日時及び搬出のスケジュールについては、契約締結後、高知県担当者と協議のうえ決定する。

(3) 搬出作業

① 買受人は、搬出作業を円滑に行うための人員を、引渡し場所に派遣すること。

また、搬出場所及び搬出経路の損傷等の事故が生じないよう、必要な措置（床もしくは壁、エレベータ等への養生等）を行うものとする。

② 作業過程において、搬出場所及び搬出経路等の損傷等の事故が生じた場合には、天災その他不可抗力による場合を除き、すべて買受人が責任をもって弁償する。

なお、事故発生の際には、速やかにデジタル政策課まで連絡すること。

③ 搬出作業に係る一切の資材等は、買受人の負担とする。

3 受領証の提出について

パソコンの機種ごとの台数を確認し、受領証を作成する。高知県および買受人は引渡し及び搬出作業の完了後、受領証に記名・押印し、受領証を2通発行し、契約者（高知県および買受人）が各1通を保管する。

4 受領証提出後の売買物品の取り扱いについて

買受人は、買い取ったパソコンの売払い及び処分等の取り扱いについては、古物営業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等その他の関係法令に従い、適正に行うものとする。

5 その他

- ① 対象物品は一括で買い取ること。分割による売却は行わない。
- ② 売払いの対象物品（パソコンおよびACアダプタ）の数量は一覧表に記載している数量より多少変更されることがある。
- ③ 売払いの対象物品に高知県に関する情報等を識別できる情報が貼付されている場合には、引き渡し後、速やかに買受人の負担ですべて除去すること。
- ④ 記憶媒体確認リストは、今回売払いするパソコンを1台1台個別に確認できるように、シリアルナンバー（製造番号）を含めた様式（Excel形式）とすること。
- ⑤ 対象物品のHDD・SSDに関して、確実に物理破壊されていることを細心の注意を払い確認すること。
- ⑥ 対象物品に関して、CD・メモリーカード等の外部記憶媒体がないことを細心の注意を払い確認すること。
- ⑦ 対象物品に関して、買受人側で物理破壊を行う予定等、記録媒体の再利用を目的としていない場合であっても、引き渡し後に確実に情報が削除されていることを確認すること。
- ⑧ HDD・SSDの物理破壊が適切に行われていない疑いがあるときは、速やかに高知県へ報告し、記憶媒体確認リストにその旨を追記すること。
- ⑨ パソコンの内部にCD・メモリーカード等の外部記憶媒体が残されていた場合は、速やかに高知県へ報告し、記憶媒体確認リストにその旨を追記すること。
- ⑩ 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項については高知県と買受人とで協議して定める。